

# 第1編 総則

# 第1章 総 則

## 第1節 目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。「以下基本法」という)第42条及び奥尻町防災会議条例(昭和38年条例第4号)第2条第1項の規定に基づき、奥尻町防災会議が作成する計画であり、奥尻町の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能の全てをあげて町民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。

1. 奥尻町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、市町村、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務及び業務の大綱。
2. 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること。
3. 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害防止に関すること。
4. 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること。
5. 災害復旧に関すること。
6. 防災訓練に関すること。
7. 防災思想の普及に関すること。

## 第2節 計画の構成

奥尻町地域防災計画は、次の各編から構成する。

- 1 第1編 総則
- 2 第2編 基本計画
- 3 第3編 地震対策計画
- 4 第4編 その他の災害対策計画
- 5 資料編

### 第3節 用語

この計画で使用する用語等は、次による。

基	本	法	災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)
救	助	法	災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)
水	防	法	昭和24年法律第193号
防	災	会	奥尻町防災会議
本	部	(長)	奥尻町災害対策本部(長)
防	災	関	奥尻町防災会議条例(昭和38年4月1日条例第4号)第3条に定める
災	害	予	委員の属する機関
防	害	予	基本法第47条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政
災	害	予	機関の長及び指定地方行政機関の長その他の執行機関、指定公共機関
防	害	予	及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
災	害	予	基本法第50条第2項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機
防	害	予	関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定
災	害	予	地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有
防	害	予	する者
要	配	慮	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避	難	行	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場
難	行	動	合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難
要	支	援	の確保を図るため特に支援を要するもの
者			
災	害		基本法第2条第1号に定める災害

### 第4節 計画の修正要領

奥尻町地域防災計画は、基本法第42条に定めるところにより、計画内容に検討を加え、その修正を必要とする場合には、修正の基本方針を定め行うものとする。

修正の内容は、おおむね次に掲げるような事項について、その変更を認めた場合とする。

1. 計画内容に重大な錯誤があるとき。
2. 社会、経済の発展に伴い、計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
3. 防災関係機関が行う防災上の施策によって、計画の変更(削除)を必要とするとき。
4. 新たな計画を必要とするとき。
5. 防災基本計画の変更(改定)が行われたとき。
6. その他、奥尻町防災会議会長が必要と認めたとき。

前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

## 第5節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災会議の構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、町民等の間、町民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

機 関・団 体 名	処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務
1 指定 地方 行政 機関 (1) 函館開発建設部 江差道路事務所 江差港湾事務所	① 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 ② 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対策の実施による市町村への支援に関すること。 ③ 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)及び現地情報連絡員(リエゾン)の派遣に関すること。 ④ 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 ⑤ 浮体式防災施設(防災フロート)及び港湾業務艇の被災地への派遣に関すること。 ⑥ 直轄海岸及び直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関すること。 ⑦ 第三種漁港及び第四種漁港の整備並びに災害復旧に関すること。 ⑧ 港湾施設の整備及び災害復旧に関すること。
(2) 北海道農政事務所 函館地域拠点	① 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
(3) 檜山森林管理署 (奥尻森林事務所)	① 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施策の合理化を図ること。 ② 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山を実施すること。 ③ 林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと。 ④ 災害時において、地方公共団体等の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。
(4) 函館海上保安部 (江差保安署、瀬棚保安署)	① 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集を行うこと。 ② 災害時において船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること。 ③ 災害時において罹災者、救援物資、人員等の海上輸送を行うこと。 ④ 海上における船舶交通の安全の確保を図ること。 ⑤ 海上における犯罪の予防及び治安の維持を行うこと。 ⑥ 海上災害時における自衛隊の災害派遣の要請に関すること。
(5) 札幌管区气象台 函館地方气象台	① 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。 ② 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。

機 関・団 体 名	処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務
(6) 労働基準監督署 江差駐在事務所 函館公共職業安定 所江差出張所 (ハローワーク)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時の労務供給計画の作成及び、必要な措置に関する事。</li> <li>② 被災者に対する職業紹介に関する事。</li> <li>③ 被災事業主の雇用保険料の納期延期等についての必要な措置に関する事。</li> <li>④ 被災者の失業給付金の早期支給等についての必要な措置に関する事。</li> <li>⑤ 事業場、工場等の産業災害の防止対策を図ること。</li> </ul>
(7) 北海道総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時における通信の確保に関する事及び非常通信の訓練、運用、管理を行う事。</li> <li>② 非常通信協議会の運営に関する事。</li> </ul>
2 自衛隊 (1) 陸上自衛隊 第28普通科連隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させる事。</li> <li>② 災害に関する情報の伝達、収集に関する事。</li> <li>③ 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣する事。</li> </ul>
(2) 航空自衛隊 第29警戒隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させる事。</li> <li>② 災害に関する情報の伝達、収集に関する事。</li> <li>③ 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣する事。</li> </ul>
3 北海道 (1) 檜山振興局 地域創生部地域政 策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 気象予報(注意報を含む)、警報並びに情報等の受理伝達及び対策通報に関する事。</li> <li>② 水防警報及び洪水予報の受理及び伝達に関する事。</li> <li>③ 水防法に基づく水防管理等に関する事。</li> <li>④ 被害状況等収集及び報告に関する事。</li> <li>⑤ 停電情報の収集・応急対策の連絡調整に関する事。</li> <li>⑥ 檜山振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務運営企画に関する事。</li> <li>⑦ 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄、その他の災害防止措置を講ずること。</li> <li>⑧ 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。</li> <li>⑨ 町及び指定地方公共機関の応急処置の総合調整に関する事。</li> <li>⑩ 自衛隊の災害派遣要請に関する事。</li> <li>⑪ 災害時における相互応援協定に関する事。</li> <li>⑫ 被災町の行財政の調査に関する事。</li> <li>⑬ 被災町に対する特別財政措置に関する事。</li> </ul>

機 関・団 体 名	処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務
(2) 檜山振興局 保健環境部保健行政室	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害救助法の適用区域の指定及び救助実施の指導に関すること。</li> <li>② 町の行う応急救助の実施指導援助に関すること。</li> <li>③ 災害救助物資の受入及び配分に関すること。</li> <li>④ 介護老人保健施設及び町保健福祉センターの被害調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。</li> <li>⑤ 災害時要援護者支援に関わる町支援に関すること。</li> <li>⑥ 災害時の応急医療の確保に関すること。</li> <li>⑦ 医療機関等の被害調査及び応急措置・復旧対策に関すること。</li> <li>⑧ 災害時の医薬品、その他医療機器の確保及び供給に関すること。</li> <li>⑨ 災害時の血液の需給計画及び調整に関すること。</li> <li>⑩ 児童福祉施設の被害調査、入所児の状況調査及び復旧対策に関すること。</li> <li>⑪ 要配慮者対策(難病患者・精神疾患患者等)に関すること。</li> <li>⑫ 精神障がい者の安全医療に関すること。</li> <li>⑬ 被災地住民の心のケアに関すること。</li> <li>⑭ 災害時の防疫計画の作成及び実施に関すること。</li> <li>⑮ 被災地の感染症の予防に関すること。</li> <li>⑯ 被災者の健康管理の指導に関すること。</li> <li>⑰ 被災者の営業指導に関すること。</li> <li>⑱ 被災地の環境衛生保持に関すること。</li> <li>⑲ 災害時の給水計画の作成及び実施に関すること。</li> <li>⑳ 水道施設・生活衛生施設・国民保養温泉施設・火葬場等の被害調査に関すること。</li> <li>㉑ 調査及び応急措置・復旧対策に関すること。</li> <li>㉒ 被災地の食品衛生保持に関すること。</li> <li>㉓ 被災地の死亡獣畜の処理及び死亡獣畜処理場の被害状況調査、応急処置並びに復旧対策に関すること。</li> <li>㉔ 逸走犬の処理に関すること。</li> </ul>
(3) 檜山振興局 保健環境部社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 日赤救助の連絡調整に関すること。</li> <li>② 救援物資の調達、輸送及び義援金品に関すること。</li> <li>③ 被災者のうち低所得者に対する生活福祉資金の貸付に関すること。</li> <li>④ 要配慮者対策(高齢者、身体、知的障がい者、母子、児童)に関すること。</li> <li>⑤ 非保護世帯等の被災状況調査に関すること。</li> <li>⑥ 被災者の生活保護に関すること。</li> <li>⑦ 国民健康保険直営診療施設の被害調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。</li> <li>⑧ 福祉救護ボランティアに係る連絡調整に関すること。</li> </ul>
(4) 檜山振興局 保健環境部環境生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時における生活必需物資の価格動向及び需給調査に関すること。</li> <li>② 災害時の青少年、女性対策に関すること。</li> <li>③ 災害時の交通安全対策に関すること。</li> <li>④ 災害時の廃棄物対策に関すること。</li> <li>⑤ 廃棄物処理施設の被害調査及び復旧対策の指導に関すること。</li> <li>⑥ 災害時における危険動物飼養者に対する指導に関すること。</li> <li>⑦ 災害時における家庭動物等の飼養者に対する指導に関すること。</li> </ul>

機 関・団 体 名	処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務
(5) 檜山振興局 産業振興部商工労働観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 労働及び雇用対策の連絡に関する事。</li> <li>② 災害時の労働福祉に関する事。</li> <li>③ 商業の被害調査及び復旧対策に関する事。</li> <li>④ 被災商工業の金融に関する事。</li> <li>⑤ 電力施設の被害状況調査及び復旧対策の連絡調整に関する事。</li> <li>⑥ 観光事業関係の被害調査及び復旧対策に関する事。</li> </ul>
(6) 檜山振興局 産業振興部農務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農業被害(農地及び土地改良施設を除く)の調査報告及び復旧対策に関する事。</li> <li>② 農業被害の応急措置、対策等の連絡調整に関する事。</li> <li>③ 農業災害対策等の調整に関する事。</li> <li>④ 救農事業等に関する事。</li> <li>⑤ 農業災害補償に関する事。</li> <li>⑥ 被災地農家の営農指導に関する事。</li> <li>⑦ 災害時の災害救助用米穀の引渡しに関する事。</li> <li>⑧ 畜産関係被害の調査報告に関する事。</li> <li>⑨ 被災地の家畜衛生対策に関する事。</li> <li>⑩ 被災地の家畜の飼養管理に関する事。</li> <li>⑪ 被災草地及び草地付帯施設の復旧に関する事。</li> <li>⑫ 採草放牧地及び飼料作物関係の調査報告に関する事。</li> <li>⑬ 家畜飼料の確保に関する事。</li> </ul>
(7) 檜山振興局 産業振興部林務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 林野災害についての情報の収集・伝達に関する事。</li> <li>② 林野災害についての警防に関する事。</li> <li>③ 林業関係被害の取りまとめに関する事。</li> <li>④ 造林地及び苗畑の被害調査に関する事。</li> <li>⑤ 被災地林野の防疫に関する事。</li> </ul>
(8) 檜山振興局 産業振興部水産課	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 水産関係の被害調査及び復旧対策並びに連絡調整に関する事。</li> <li>② 水産関係災害復旧資金に関する事。</li> <li>③ 漁業災害補償及び漁船損害補償に関する事。</li> <li>④ 被災漁家の援護対策に関する事。</li> <li>⑤ 水産基盤整備事業による増殖施設等の被害調査及び復旧対策に関する事。</li> <li>⑥ 漁港施設の被害調査及び復旧対策に関する事。</li> </ul>
(9) 檜山振興局 産業振興部建設指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 町公共土木施設の被害状況調査及び復旧対策に関する事。</li> <li>② 市町村における応急復旧活動の指導に関する事。</li> <li>③ 建築物の被害状況調査及び復旧対策に関する事。</li> <li>④ 被災地の建築指導に関する事。</li> <li>⑤ 災害時の建築用復旧資材の需給計画に関する事。</li> <li>⑥ 被災建築物及び宅地の応急危険度判定に関する事。</li> <li>⑦ 公営住宅の被害状況調査及び復旧対策に関する事。</li> </ul>
(10) 檜山農業改良普及センター 奥尻地区水産技術普及指導所 檜山家畜保健衛生所	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 所管業務の被害調査及び応急措置並びに復旧に関する事。</li> <li>② 所管業務の災害対策について協力、推進に関する事。</li> </ul>
(11) 渡島総合振興局 函館建設管理部	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 通行規制等の情報収集及び伝達に関する事。</li> <li>② 水防警報の発表に関する事。</li> <li>③ 土砂災害警戒情報の発表に関する事。</li> </ul>

機 関・団 体 名		処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務
	(12) 渡島総合振興局 函館建設管理部 奥尻出張所	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 所管する道路・橋りょう・河川・ダム・その他公共土木施設等のパトロール及び現況報告に関する事。</li> <li>② 町及び水防団体等に対する技術指導に関する事。</li> <li>③ 被災箇所の応急対策に関する事。</li> </ul>
	(13) 檜山教育局	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導に関する事。</li> <li>② 避難等に係わる公立学校施設の使用に関する事。</li> <li>③ 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関する事。</li> </ul>
4	(1) 江差警察署 奥尻・青苗駐在所	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時における、住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関する事。</li> <li>② 災害情報の収集に関する事。</li> <li>③ 災害警備本部の設置運用に関する事。</li> <li>④ 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事。</li> <li>⑤ 犯罪の予防、取締り等に関する事。</li> <li>⑥ 危険物に対する保安対策に関する事。</li> <li>⑦ 広報活動に関する事。</li> <li>⑧ 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関する事。</li> </ul>
5	(1) 町長部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 町防災会議の事務に関する事。</li> <li>② 町災害対策本部の設置及び組織運営に関する事。</li> <li>② 被災地、避難場所、危険箇所の警戒に関する事。</li> <li>③ 町の所掌に係わる災害防止、災害応急対策及び災害復旧に関する事。</li> <li>④ 災害の予警報の伝達及び災害情報の収集報告に関する事。</li> <li>⑤ 北海道その他の防災関係機関との連絡、調整、協力に関する事。</li> <li>⑥ 防災に関する施設、設備の整備に関する事。</li> <li>⑦ 防災に関する食糧、資材及び機器の備蓄並びに供給に関する事。</li> <li>⑧ 水防活動及び水防活動等防災対策の実施に関する事。</li> <li>⑨ 被災者に対する救助及び救護並びに救援に関する事。</li> <li>⑩ 避難指示に関する事。</li> <li>⑪ 災害時における保健衛生に関する事。</li> <li>⑫ その他災害防止の防御又は拡大防止のための措置に関する事。</li> <li>⑬ 災害時の交通及び輸送の確保に関する事。</li> <li>⑭ 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関する事。</li> <li>⑮ 要配慮者、避難行動要支援者に関する事。</li> <li>⑯ 災害ボランティアの受け入れに関する事。</li> <li>⑰ 自主防災組織の充実を図る事。</li> <li>⑱ 住民の自発的な防災活動の促進を図る事。</li> <li>⑲ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援する事。</li> <li>⑳ 空港及び航空保安施設の管理に当たる事。</li> <li>㉑ 発電設備等の管理に当たる事。</li> </ul>



機 関・団 体 名		処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務
	(2) 奥尻町国民健康保険病院	① 災害時における救護班の編成、町長の指示命令による、被災者の収容、治療及び助産等の業務に関すること。 ② 救急医療対策本部が設置された場合の、医療班の編成、救急医療活動の実施に関すること。
	(3) 奥尻町教育委員会	① 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること。 ② 避難等に係わる町立学校施設の使用に関すること。 ③ 文教施設及び文化財の保全対策に関すること。
6 消 防 機 関	(1) 檜山広域行政組合 奥尻消防署 奥尻町消防団	① 町長の要請又は独自の判断に基づく予防対策及び事前措置に関すること。 ② 消防及び水防等の被害の防止拡大、災害の鎮圧等の直接的業務に関すること。 ③ 住民の避難誘導及び人命救助等に関すること。 ④ 消防力等の整備に関すること。 ⑤ 消防団の強化に関すること。
7 指 定 公 共 機 関	(1) 日本郵便(株) 奥尻郵便局	① 災害時における郵便輸送の確保、及び郵便業務運営の確保に関すること。 ② 郵便貯金及び簡易保険業務の取扱いに係わる非常措置に関すること。 ③ 協定に基づく協力に関すること。
	(2) 東日本電信電話株式会社北海道支店	① 気象官署からの警報等を町に伝達すること。 ② 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
	(3) 株式会社NTT ドコモ北海道支社	① 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
	(4) KDDI (株)	
	(5) ソフトバンク モバイル株式会社	
	(6) ソフトバンク テレコム株式会社	
	(7) 北海道電力ネットワーク株式会社江差営業所	① 災害時における電力の円滑な供給に必要な措置に関すること。
	(8) 日本たばこ産業株式会社北海道支店	① 災害時における塩及びたばこの応急供給に関すること。 ② 塩及びたばこの販売業者に対する災害補償に関すること。
8 指 定 地 方 公 共 機 関	(1) 商工会	① 災害時における物価の安定及び救助物資の確保協力に関すること。 ② 被災事業主に対する融資及びその斡旋に関すること。
	(2) 檜山医師会	① 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療及び助産その他防疫対策の協力に関すること。

機 関・団 体 名		処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務
9 その 他 公 共 的 団 体 及 び 防 災 上 重 要 な 施 設 管 理 者	(1) ひやま漁業協同組合奥尻支所、新函館農業協同組合	① 組合員に対する気象予警報・災害予警報の広報に関する事 ② 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関する事 ③ 農漁業生産資材、応急融資等の確保に関する事。
	(2) 建設協会	① 災害時における応急復旧工事、緊急資材輸送及び建設重機の確保等災害活動の協力に関する事。
	(3) 青年団体	① 町長の要請に応じ、災害予警報の一般住民に対する広報の実施に関する事。 ② 災害時において、住民の避難誘導、被災者の救護対策の協力に関する事。
	(4) 女性団体	① 災害時において、町長の要請による被災者に対する炊き出し等、被災者の救護対策に関する事。
	(5) 輸送業者	① 災害時における救援物資、応急資材等の緊急輸送の支援・協力に関する事。
	(6) 危険物関係施設の管理者	① 災害時における危険物の保安の確保に関する事。
	(7) 日本水難救済会奥尻、青苗救護所	① 沿岸における海難救助活動の実施及び函館海上保安部あるいは、町長の要請による救護活動に関する事。

## 第6節 奥尻町の地勢と災害の概要

### 1. 位置及び面積

本町は、北海道の南西端、檜山振興局管内檜山郡江差町から西北に 61Km の日本海上の離島である。

東西 11Km 南北 27Km 周囲 84Km 面積 142.99Km<sup>2</sup> で島の平面観は南北に長辺をもつ三角形を呈している。

奥尻海峡をはさんだ島の対岸は久遠、二海、爾志、檜山の各郡に面しており、北端の稲穂岬と久遠の帆越岬とは約 18Km で最も近く接している。

東端東経 139 度 33 分 45 秒  
 西端東経 139 度 24 分 12 秒  
 南端北緯 42 度 3 分  
 北端北緯 42 度 15 分 8 秒

### 2. 地勢及び気候風土

#### (1) 地勢

地形は海岸段丘の発達が顕著で島の側面観は全般に低平に見える。

島の最高地点は中央部西岸寄りに海拔 584.5m の神威山があり、その北には勝間山が 427.76m、球島山 369.7m などがある。南東方向には海拔 523.9m の無名の高地があり、各段丘が比較的平坦な面を展開している。海岸線は一般に屈曲が少なく、西海岸は山が迫り急峻な崖となっているところが多い。河川は、中央山地を水源として、段丘を開折して海に流入しているがその地形から瀑布となって落ちるものが多い。主なる河川数は南部地域にある青苗川(2級河川)のほか 35 本を数える。

#### (2) 気候風土

奥尻海峡は対馬暖流が北上している関係から 2000 年～2010 年の年平均気温 10.2℃、年平均降水量 859.2mm、年間を通じて比較的温暖であるが冬期は、降雪は少なく、季節風の影響が大きいため冬期は、年間で最も風が強い。

### 3. 主な災害記録

災害発生	災害名	災害種別	災害区域	被害状況
S2.5		暴風	赤石沖	○漁船転覆による水死 34 名
S3.1		なだれ		○薬師村長浜で圧死 4 名
S29.9.26	昭和 29 年台風第 15 号 (洞爺丸台風)	台風 15 号	町内一円	○死者 4 名 負傷者 2 名 ○家屋被害 全壊 33 戸 半壊 116 戸 埋没 5 戸 ○河川はん濫 ○土砂崩落 ○水産施設被害
S30.7.3		大雨	奥尻地区	○死者 4 名 重傷者 1 名 ○観音山崩落
S35.1.5		高潮	稲穂地区	○瞬間最大風速 33m の強風により稲穂地区高潮のため漁船、漁具の被害あり
S36.7.26		大雨	宮津地区	○死者 1 名 ○家屋全壊 2 戸
S38.4.13		暴風	稲穂地区	○暴風により稲穂岬に漁船座礁し乗員 8 名死亡
S38.5.27		大火	奥尻地区	○罹災住宅 102 戸 非住家 4 棟 ○商工業、文教関係に被害あり 被害総額 270,913 千円
S38.9.16		大雨	町内一円	○死者 6 名 行方不明者 3 名 重傷者 4 名 ○罹災戸数 232 戸 282 世帯 ○雨量 220 ミリ

災害発生	災害名	災害種別	災害区域	被害状況
S49. 10. 3		異常低気圧	球浦地区	○罹災戸数 4戸 非住家 4戸 被害総額 11,640千円
S50. 8. 24		大雨	町内一円	○罹災住宅 1戸 非住家 1棟 ○土木被害 5件 被害総額 39,050千円
S50. 9. 8		異常低気圧	宮津地区	○罹災住宅 8戸 非住家 15棟 ○水産被害 4件 被害総額 27,920千円
S54. 2. 2		異常低気圧	青苗 松江地区 藻内	○水産施設及び漁船漁具被害 被害総額 18,750千円
S54. 4. 12		異常低気圧	奥尻地区 赤石	○海岸被害 2件 被害総額 33,400千円
S56. 8. 23		大雨	町内一円	○罹災住宅 12戸 ○土木被害 31件 ○農業被害 8.2ha ○水道施設被害 2件 ○水産施設被害 4件 ○教育施設被害 1件 被害総額 68,850千円
S56. 9. 4		大雨	町内一円	○罹災住宅 204戸 非住家 31棟 ○土木被害 143件 ○林業被害 52件 ○農地(畑)被害 60.8ha ○農業用施設 1件 ○水産被害 124件 ○商工鉱被害 11件 ○農作物被害 18ha 被害総額 5,183,428千円
S58. 5. 26	昭和 58 年(1983 年) 日本海中部地震	津波		○罹災住宅 83戸 非住家 18棟 ○土木被害 3件 ○林業被害 1件 ○商工被害 19件 ○水産被害 412件 ○衛生被害 28件 被害総額 1,385,278千円
H5. 7. 12	平成 5 年 (1993 年) 北海道南西沖地震	地震 津波 火災 がけ崩れ	町内一円	○罹災住宅 1,410戸 非住家 354棟 ○土木被害 244件 ○林業被害 55件 ○死者 172名 ○農地(畑)被害 54ha ○行方不明者 ○農業用施設 100件 26名 ○水産被害 1,987件 ○衛生被害 8件 ○商工被害 204件 ○水産被害 412件 ○その他 16件 被害総額 66,420,277千円

災害発生	災害名	災害種別	災害区域	被害状況
H10.6.26		大雨	町内一円	○土木被害 3件 被害総額 43,000千円
H15.9.13	平成15年(2003年)台風第14号	台風	青苗、米岡	○水産被害 9件 被害総額 167,750千円
H16.9.8	平成16年(2004年)台風第18号	強風	町内一円	○住家・非住家被害 36戸 ○農業被害 29件 ○土木被害 30件 ○水産被害 201件 ○林業被害 5件 ○衛生被害 2件 ○商工被害 3件 ○文教被害 3件 ○社会福祉施設 1件 ○その他 5件 被害総額 1,674,723千円
H17.12.25		暴風雪	稲穂、青苗	○社会福祉施設被害 1件 ○その他 1件 被害総額 1,623千円
H18.10.8	平成18年(2006年)10月4日～10月9日 低気圧による暴風と大雨	強風	稲穂、奥尻	○非住家被害 1件 ○土木被害 1件 ○その他 1件 被害総額 3,500千円
H18.11.9	11月9日発生 竜巻被害 (竜巻の強度F1)	竜巻	青苗、富里	○住家被害 10件 ○非住家被害 4件 ○衛生被害 1件 ○商工業被害 3件 被害総額 26,450千円
H19.2.14		暴風・波浪	奥尻、神威脇	○土木被害 3件 ○水産被害 2件 ○その他 1件 被害総額 153,000千円
H20.2.23		暴風雪	稲穂、奥尻	○住家被害 1件 ○土木被害 5件 ○水産被害 2件 ○衛生被害 1件 ○その他 1件 被害総額 41,100千円
H22.7.29		大雨	町内一円	○土木被害 7件 被害総額 2,583千円
H25.2.8		海難事故	奥尻島から北西約50 <sup>キ</sup> の海域	ロシア籍タンカー機関故障による救助要請 負傷者なし、排出油事故なし
H26.1.26		海難事故	奥尻島南南東の海域	漁船等 2隻転覆 死者1名、行方不明者1名
H28.8.30	台風10号による被害	強風	町内一円	○住家被害 7件(一部破損) ○非住家被害 2件(公共建物) ○農業被害 3ha(田) ○土木被害 2件(公園) ○衛生被害 1件(水道) 被害総額 2,620千円

災害発生	災害名	災害種別	災害区域	被害状況
H29. 4. 18	低気圧による被害	強風・波浪	町内一円	○住家被害 3 件(一部破損) ○農業被害 1 件(ビニールハウス) ○土木被害 1 件(港湾) ○水産被害 1 件(船揚場) ○林業被害 1 件(防風柵) ○商工被害 4 件 ○文教施設被害 1 件(幼稚園) ○社会教育施設被害 1 件(津波館) 被害総額 4,070 千円
H29. 9. 23	突風による被害 (竜巻の可能性大) ※気象庁の認定なし	突風	青苗地区	○住家被害 1 件(半壊) ○水産被害 7 件(漁船・その他) 被害総額 1,300 千円
H29. 12. 25	低気圧による被害	強風	青苗地区 ほか	○住家被害 3 件(一部破損) ○水産被害 2 件(共同施設ほか) 被害総額 3,000 千円
H30. 7. 5	温帯低気圧(台風 7 号)による大雨被害	大雨	町内一円	○土木被害 6 件(道路・港湾施設) ○水産被害 2 件(漁港施設ほか) ○林業被害 5 件(治山施設・林道) ○衛生被害 2 件(水道) 被害総額 9,358 千円